

北九州市「お試し居住」実施事業 業務公募説明書

1. 当該公募の趣旨

本業務については、専門性の求められることから、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は企画競争を実施する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 北九州市「お試し居住」実施事業

(2) 業務の詳細な説明

①件名 北九州市「お試し居住」実施事業（令和2年度）

②目的 本市では、移住の促進を図るため北九州市への移住を検討されている方に、実際に北九州市での暮らしを体験してもらう事業を実施している。

③業務内容

・お試し居住事業

北九州市外在住で本市への移住を希望する方を対象に、本市での生活を体験してもらうことで、具体的なイメージを持ってもらい、移住促進を図る。

受託者はお試し居住を実施するための住宅を3戸以上確保し、居住空間を整備すること。下記(2)に示す移住コーディネーターを設置し、参加者が本市滞在期間中は、希望に応じて訪問先や問い合わせ先の紹介やアテンド等のサポートを実施する。滞在期間は原則として1週間以上3週間以内とし、契約期間内での受入数は30組程度を目安とする。

・移住コーディネーターの配置・育成

本市内に移住コーディネーター2名以上を配置し、本市において移住希望者（お試し居住事業参加者以外の希望者を含む）の相談等への対応や、お試し居住事業のサポートを行う。

- ・移住相談員等との連携（クラウドシステムの活用）

お試し居住事業の実施にあたっては、本市及び本市が配置した移住相談員、受託者（移住コーディネーター）と連携して対応する必要があることを踏まえて、クラウドの活用等により各社が情報共有をできる仕組みを運用すること。また、契約期間終了後は同様の運用を維持できるよう引き継ぎを行うこと。

連携にあたり、移住相談員を通じての移住希望者からの照会や依頼については原則応じることとする。ただし、お試し居住事業（受入準備やアテンド等を含む）に支障がある恐れがある場合、依頼を受けた場合に特別な費用が発生する場合、あるいは本市が認めた場合はこの限りではない。

④契約期間

- ・契約締結日～令和3年3月31日

⑤その他

- ・成果品の印刷物、又はデータの提出
 - ア 印刷物 10部
 - イ データ 電子文書ファイル（CD-ROM）1式
- ・提出先
 - 企画調整局地方創生推進室
- ・その他
 - ア 成果品に係る一切の権利は、北九州市に帰属するものとする。
 - イ 本仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、別途協議する。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1-1

担当課名 企画調整局地方創生推進室

電話番号 093-582-2174 FAX 番号 093-582-2176

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和2年4月1日から令和2年4月14日までの（閉庁日を除く）毎日、8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和2年4月2日から令和2年4月15日までの（閉庁日を除く）毎日、8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市企画調整局地方創生推進室次長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。